

# 埼玉県就学事務手続 実施要項

(令和6年9月1日版)

埼玉県教育委員会

# 目 次

I	趣 旨	1
II	埼玉県立特別支援学校における就学手続きの年間計画	3
III	障害の種類及び程度について	5
IV	就学・転学等の手続き	9
1	必要書類一覧	9
2	手続の詳細	15
1	新たに就学または小中学校等から県立特別支援学校へ転学	15
(1)	年度当初の就学・転学	15
(2)	年度当初に病弱の県立特別支援学校へ新たに就学・転学	16
(3)	追加相談の場合	16
(4)	継続協議の実施について	17
(5)	年度途中で小中学校等から病弱の県立特別支援学校へ転学	17
2	年度途中で県外からの転居に伴う県立特別支援学校への転学	17
3	年度途中で病弱以外の県立特別支援学校へ転学	18
4	病弱の県立特別支援学校から小中学校等へ転学	18
5	年度当初に県立特別支援学校から小中学校等へ転学	19
6	年度当初に県立特別支援学校間の転学	20
7	年度途中で県立特別支援学校間の転学	21
8	県立特別支援学校から県外の学校へ転学	22
9	区域外就学（埼玉県から県外の特別支援学校へ）	22
(1)	入院及び施設入所等に伴うもの	22
(2)	年度当初に県外の特別支援学校へ（入院及び施設入所に伴うものを除く）	22
10	県外在住の児童生徒が、入院及び施設入所等に伴い 埼玉県立特別支援学校へ区域外就学を希望した場合	23
11	区域外就学の終了	23
12	国立特別支援学校、私立特別支援学校へ転学	23
13	病気療養児の訪問教育	24
14	指定校の変更	24
15	その他	25
(1)	県教育委員会と協議する場合	25
(2)	就学猶予又は免除する場合	25
V	就学相談及び就学事務に必要な様式一覧	26
VI	埼玉県立特別支援学校の通学区域	59
VII	埼玉県内にある特別支援学校及び相談機関等一覧	71

\*小中学校等とは、小中学校及び義務教育学校のことである。

## I 趣 旨

この実施要項は、障害のある幼児児童生徒が、県立特別支援学校へ就学する場合等の、就学・転学に係る相談及び就学に係る事務手続を遺漏なく行うために作成したものである。

就学先決定の在り方については、平成24年7月の中央教育審議会（中教審）答申「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を踏まえ、平成25年9月に学校教育法施行令の一部が改正された。

またこの改正に伴い、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援がなされるよう、文部科学省が平成25年10月に「教育支援資料」を作成したが、令和3年6月に、障害のある子供の就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称を変更した。

本実施要項を活用した手続を進めるにあたっては、これらの国の通知や資料の趣旨や内容を十分に踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するために、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援についての共通理解を深めることが大切である。

また、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、その時点で本人にとってよりよい学びの場を選択及び決定することの重要性について重ねてご留意いただきたい。

### 【平成24年7月中央教育審議会答申「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」のポイント】

- 就学基準に該当する障害のある子供は、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。
- 市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とする。
- 最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

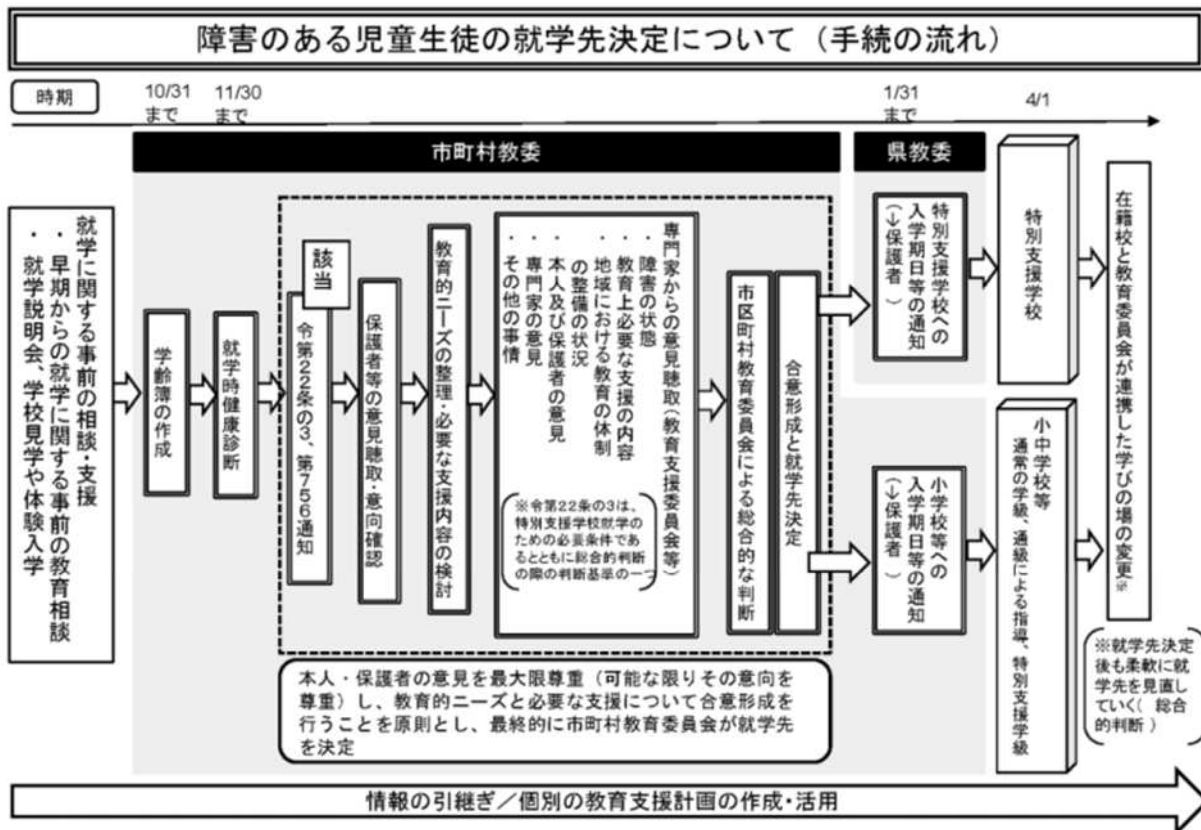
### 【平成25年9月1日付け25文科初第655号「学校教育法施行令の一部改正について（通知）の概要】

- 1 就学先を決定する仕組みの改正  
市町村教育委員会における認定特別支援学校就学者\*以外と認定特別支援学校就学者に対する通知について
- 2 障害の状態等の変化を踏まえた転学  
障害の状態の変化、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況等による転学の規定の整備について
- 3 視覚障害者等による区域外就学等  
区域外就学等の規定の整備について
- 4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大  
市町村教育委員会において、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くことについて

\*認定特別支援学校就学者…視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。

【令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」の概要】

- 第1編 「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障害のある子供の教育支援に係る基本的考え方を解説
- 第2編 従前からの、教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学びの場の見直しに分けて詳説
- 第3編 第1編の「教育的ニーズ」の内容を障害種ごとに具体化し、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項を記載
- 別冊 医療的ケア児の受入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方等について記載



文部科学省資料

## II 埼玉県立特別支援学校における就学手続きの年間計画

月	市町村教育委員会	県教育委員会	県立特別支援学校
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学事務担当者の報告</li> <li>○市町村教育委員会特別支援教育担当者会議参加者名の報告</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県障害児就学支援委員会調査員の報告</li> <li>○就学相談担当教頭の報告</li> </ul>
	○障害のある幼児児童生徒の教育相談、必要に応じ就学相談開始		
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村教育委員会特別支援教育担当者会議</li> <li>○就学に関する状況調査の報告</li> </ul>		
6月	各市町村における教育相談及び就学相談活動		学校見学・学校公開等を実施
7月		○第1回埼玉県障害児就学支援委員会	
8月			
9月		○市町村教育委員会特別支援教育担当者会議	○小学部・中学部就学・転学に係る相談についての説明会
			○就学・転学に係る相談会の内容等について、県教育委員会へ報告
10月	○学齢簿の編成 (10月中)		

11 月		○就学時健康診断の実施 (11月中)		○小中学校等への転学希望者について 県教育委員会へ報告
		○各市町村就学支援委員 会の開催	○第2回埼玉県障害児就学支援委員会	
		○就学・転学相談票受理会 認定特別支援学校就学者について、指定様式 にて県教育委員会へ報告(県下4会場)		
12 月	上旬		○就学・転学に係る相談連絡会 市町村教育委員会から提出された就学・ 転学相談票等を県立特別支援学校へ配布 し就学・転学に係る相談会の実施を連絡	
	中旬		○小中学校等への転学希 望者について市町村教 育委員会へ相談依頼	○就学・転学に係る相談会 の実施 ○就学・転学に係る相談資 料の作成
	下旬	必要に応じて追加相談又は継続協議 (就学先決定まで)		
1 月	上旬		○埼玉県障害児就学支援委員会 専門部会 ※開催が必要な場合	
	中旬			
	下旬		○入学期日及び学校 指定通知の発	
2 月		○「学齢簿の原本の加 除訂正」の通知を県 教育委員会へ提出		
			○第3回埼玉県障害児就学支援委員会	
3 月				

### Ⅲ 障害の種類及び程度について

以下の障害の種類及び程度は、学校教育法施行令第22条の3及び平成25年10月4日付25文科初第756号通知を参考にまとめたものであり、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の程度を示しているが、障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みとなっていることに留意されたい。

視覚障害者（強度の弱視者を含む）	○両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が <u>不可能又は著しく困難な程度</u> のもの	視覚障害の特別支援学校
	○拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が <u>困難な程度</u> のもの	弱視特別支援学級
	○拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が <u>困難な程度</u> の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	通級による指導
	<b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。</li> <li>・年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。</li> </ul> ＊視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	
聴覚障害者（強度の難聴者を含む）	○両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが <u>不可能又は著しく困難な程度</u> のもの	聴覚障害の特別支援学校
	○補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが <u>困難な程度</u> のもの	難聴特別支援学級
	○補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが <u>困難な程度</u> の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	通級による指導
	<b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。</li> </ul> ＊聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。	
知的障害者	①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに <u>頻繁に援助を必要とする程度</u> のもの ②知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害の特別支援学校

知的障害者	<p>○知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に<u>軽度の困難</u>があり日常生活を営むのに<u>一部援助が必要</u>で、社会生活への適応が<u>困難</u>である程度のも</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。</li> <li>・標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を診断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。</li> </ul>	知的障害 特別支援学級
肢体不自由者	<p>①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が<u>不可能又は困難な程度</u>のもの</p> <p>②肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、<u>常時の医学的観察指導を必要とする程度</u>のもの</p> <p>○補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に<u>軽度の困難がある程度</u>のもの</p> <p>○肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。</li> </ul>	<p>肢体不自由の特別支援学校</p> <p>肢体不自由特別支援学級</p> <p>通級による指導</p>
病弱者（身体虚弱者を含む）	<p>①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が<u>継続して医療又は生活規制を必要とする程度</u>のもの</p> <p>②身体虚弱の状態が<u>継続して生活規制を必要とする程度</u>のもの</p> <p>①慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が<u>持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度</u>のもの</p> <p>②身体虚弱の状態が<u>持続的に生活の管理を必要とする程度</u>のもの</p> <p>○病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制を要する期間等を考慮して判断を行うこと。</li> </ul>	<p>病弱の特別支援学校</p> <p>病弱・身体虚弱特別支援学級</p> <p>通級による指導</p>



言語障害者	<p>○口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの</p>	言語障害 特別支援学級
	<p>○口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>	通級による 指導
自閉症者	<p>○自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p>	自閉症・ 情緒障害 特別支援学級
	<p>○自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>	通級による 指導
情緒障害者	<p>○主として心理的な要因による選択性かん黙等があるので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	自閉症・ 情緒障害 特別支援学級
	<p>○主として心理的な要因による選択性かん黙等があるので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>	通級による 指導
学習障害者	<p>○全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力の特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>	通級による 指導
注意欠陥多動性障害者	<p>○年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>	通級による 指導

《重複障害のある児童生徒等について》

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

《小学校又は中学校等への就学》

① 特別支援学級

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

② 通級による指導

障害の判断に当たっては、上記の留意点の他、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

《就学義務の猶予又は免除について》

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、市町村教育委員会は就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。